

## 監査結果公表第9号

地方自治法第242条第1項の規定により、平成25年10月28日付けで提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年12月25日

四日市市監査委員	伊藤	晃
同	廣田	正文
同	川村	高司
同	杉浦	貴

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

四日市市富田一色町在住 小川 政人

#### 2 請求書の提出日

平成25年10月28日

#### 3 請求の内容（「四日市市職員措置請求書」の原文のとおり）

##### 請求の要旨

四日市市は四日市市と株式会社シー・ティー・ワイが平成23年8月12日締結した地上デジタル放送同時再送信に関する契約に従って、四日市市営集合住宅の再送信放送利用料金2810万520円を10年一括払いで支払ったが、この契約による再送信放送は四日市市が利用するのではなく市営集合住宅の入居者が利用するのであることから四日市市は市営集合住宅の入居者に請求するべきである。都市整備部は家賃基礎額に利便係数を乗じて徴収していると説明しているが、誤りである。なぜなら、再送信放送利用料金は基本部分については各利用者同一であり、家賃基礎額に利便係数を乗じて徴収すると、家賃基礎額は各入居者によってばらつきがあり再送信放送利用料金徴収額もバラバラになることや、目が不自由でテレビのない入居者や地上デジタル放送同時再送信を利用しない入居者からも徴収することになり、再送信放送利用の自由及び利用料金同一の観点から説明がつかないものである。

公営住宅法の規定に基づく公営住宅等整備基準第9条第2項によると公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線設備が設けられていなければならない。このテレビジョン受信はケーブルテレビ受信ではないと考える。なぜなら「公営住宅整備・管理の手引」によると、「国が設定する応益事項以外にも、市町村内における立地の差や風呂の有無な

どのこれらの事項は・・・・・・事業主体の個別具体的な判断によることが妥当であることによるものです」とある。これらを受けて、四日市市の利便係数一覧の中にケーブルテレビ（ケーブルテレビ導入団地）0無は係数0、1有は0.0065となっており、ケーブルテレビ導入団地には家賃基礎額に利便係数を乗じて家賃額を算出しなくてはならない。

利便係数を家賃基礎額にかけるのは公営住宅の設備や、立地条件に対してかけるのであり、四日市市の場合は、平成22年度に市営の集合住宅や、戸建住宅に8000万円ほどかけて地上デジタル放送同時再送信受信の配線設備を整備しており、その設備に対して利便係数を家賃基礎額にかけて家賃を徴収していると解すべきである。

四日市市では市営集合住宅の入居者は設備に対して利便係数を家賃基礎額にかけて家賃を支払っているが、再送信放送利用料金を四日市市に支払っていない。

反対に戸建ての市営住宅入居者は四日市市に対して家賃基礎額に利便係数を乗じた家賃を支払わず、再送信放送利用料金を直接、株式会社シー・ティー・ワイに対して支払っている。四日市市は適正な家賃や再送信放送利用料金について請求することを怠っている。

よって、24年度不足分として市営集合住宅の地上デジタル放送同時再送信受信利用の入居者全体で2810万520円 $\div$ 10=281万52円を、また、市営のケーブルテレビ導入を行っている団地の戸建て住宅の入居者には、家賃基礎額の年額 $\times$ 0.0065を請求することを求める。

#### 4 請求の受理

本件請求については、平成25年10月30日に要件審査を行い、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求の内容及び請求人の陳述から、以下の2点を監査対象事項とした。

- (1) 平成24年度不足分として市営集合住宅の地上デジタル放送同時再送信受信利用の入居者全体で281万52円を請求しないことが、違法若しくは不当に財産（債権）の管理を怠る事実該当するか。
- (2) 市営のケーブルテレビ導入を行っている団地の戸建て住宅の入居者に家賃基礎額の年額 $\times$ 0.0065を請求しないことが、違法若しくは不当に公金の賦課、徴収を怠る事実該当するか。

#### 2 監査対象部局

都市整備部市営住宅課、財政経営部財政経営課を監査対象とした。

### 3 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成25年11月7日に請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

請求人からは新たな証拠が提出され、請求要旨の補足説明を受けた。

### 4 関係職員の陳述

平成25年11月21日に都市整備部長、財政経営部長他6名から陳述の聴取を行った。また、平成25年11月28日に追加資料が提出された。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

四日市市（以下「市」という。）は、株式会社シー・ティー・ワイ（以下「CTY」という。）と平成23年8月12日に締結した地上デジタル放送同時再送信に関する契約（以下「デジタル放送契約」という。）に基づき、同年9月5日に負担金として28,100,520円をCTYに対し支出した。

市は市営集合住宅において、ケーブルテレビ導入団地については、公営住宅法施行令第2条の規定に基づき利便性係数を上乘せした額の家賃を次のとおり算出している。

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \\ \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

市は、地上デジタル放送受信設備改修整備に関する契約（以下「受信設備改修整備契約」という。）に基づき平成21年度55,982,706円、平成22年度26,595,524円（合計82,578,230円）をCTYに対しそれぞれ支出した。

公営住宅等整備基準第9条（平成25年4月1日からは四日市市営住宅等整備基準条例第10条）に基づき、市営住宅の各住戸にはテレビジョン受信の設備が設けられていなければならない。

### 2 監査対象部局（都市整備部、財政経営部）の陳述の内容

#### (1) デジタル放送契約において支払った2,810万520円の全市営集合住宅入居者への請求について

CTYと平成23年8月12日付けで締結したデジタル放送契約は、受信料としての契約ではなく、市営住宅の入居者が地上デジタル放送の視聴を可能にするための契約である。

また、CTYの契約方針が市営住宅の集合住宅については、賃貸人である市としか契約を行わないことから賃貸人である市がCTYと契約したものである。

この契約に関しては、市が市営住宅入居者に対しテレビジョンの視聴可能な環境を整備できるという利益を受けることに対して応分の負担として支出したものである。

つまり、市が利益を受けることに対して応分の負担金として支払ったものであ

り、市が入居者から肩代わりして負担したのではないため、この経費を入居者に請求することはできない。

しかし、集合住宅の入居者については、個別にCTYと契約しなくてもテレビを視聴できるという便益を受けていることに対して、利便性係数を上乘せしている。

(2) 配線設備整備費用約8,000万円に対し、戸建ての市営住宅入居者についても利便性係数0.0065を上乘せして請求することについて

請求人の主張は、配線設備整備に要した費用約8,000万円に対し、戸建て住宅入居者からも同様に請求すべきであるとの主張と思われる。

利便性係数とは住戸間での差を公平に保つために「個々の住宅で受ける便益に応じた補正を行う。」ためのものである。例えば風呂の有無のように住戸間での便益に対する負担に差が生じないように利便性係数をかけるような場合である。

今回の配線設備整備については、公営住宅等整備基準(平成25年4月1日からは四日市市営住宅等整備基準条例)に基づき、必要な設備整備を市の責任において行ったものであり、ガス管の改修、給排水管の改修と同様で、地デジ化に対し対応できない配線設備の整備を実施したものである。住戸内における標準的な設備の整備に関しては、利便性係数には上乘せしていない。

このため、この整備費用については、ガス管や給排水管と同様に集合住宅入居者からも利便性係数に上乘せして家賃から徴収してはいない。

### 3 監査委員の判断

#### 結論

本件監査請求のうち、

1. 監査対象事項(1)については、同一住民による同一内容の再監査請求と判断されるので、これを却下する。
2. 監査対象事項(2)については、市に損害を与えた事実はなく、請求人の主張は理由がないので、措置の必要を認めないと判断し、これを棄却する。

#### 理由

1. 監査対象事項(1)について

請求人は、市営集合住宅の入居者は地上デジタル放送同時再送信放送利用料金を市に支払っておらず、市は平成24年度不足分として市営集合住宅の地上デジタル放送同時再送信受信利用の入居者全体で2810万520円÷10=281万520円を請求することを怠っていると主張する。

請求人が主張する法第242条第1項に規定される怠る事実については、最高裁判所は、普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の財務会計上の行為を違法、不当であるとしてその是正措置を求める監査請求をした場合には、特段の事情が認められない限り、右監査請求は当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実

体法上の請求権を当該普通地方公共団体において行使しないことが違法、不当であるという財産の管理を怠る事実についての監査請求をもその対象として含むものと解するのが相当である、と判示している（最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決、民集第41巻1号122頁）。

請求人主張の今回の監査請求の対象とした怠る事実（監査対象事項(1)）は、請求人が平成23年10月24日に提出した監査請求のうちに含まれていたものと解される。

また、平成23年10月24日に提出された監査請求において、「市営の共同住宅入居者にケーブルテレビ放送を視聴するためのサービス料金を請求しないことは財産（債権）管理を怠る事実」に該当するかを監査対象事項とし、監査の結果においても「市はケーブルテレビ放送をいつでも視聴できるよう受信環境を整備する利便性のコストとして、家賃に利便性係数（0.0065）を上乗せした額を含めて回収しており、財産（債権）管理を怠る事実はない」と結論付けている。

これらを併せて考えると、請求人の主張は、平成23年10月24日に提出された監査請求と実質的に同一内容のものであり、同一住民による同一内容の再監査請求と判断される。住民監査請求において、同一住民による同一内容の監査請求は認められないとされていることから、不適法であり、これを却下する。

## 2. 監査対象事項(2)について

請求人は、市営のケーブルテレビ導入を行っている団地の戸建て住宅の入居者は利便性係数を乗じた家賃を支払っておらず、市は家賃基礎額の年額×0.0065を請求することを怠っていると主張する。

しかしながら、市が平成21年度と平成22年度に支払った合計82,578,230円は、市営住宅住戸内の宅内配線、増幅器の交換等の整備の経費であり、これは、市営住宅の各住戸にはテレビジョン受信の設備が設けられていなければならないという公営住宅等整備基準第9条の規定に基づき、市営住宅全体を対象としてデジタル化に伴い必要な標準的な設備整備を市の責任において行ったものである。

したがって、この経費は利便性係数に反映して家賃として入居者に負担を求めるべきものではなく、違法若しくは不当に公金の賦課、徴収を怠る事実もないと判断される。

以上のことから、今回の措置請求については、市に損害を与えた事実はなく、請求人の主張は理由がないので、措置の必要を認めないと判断し、これを棄却する。

## 4 意見

- (1) 市営住宅の整備を進める中で、利便性係数の種類、算定方法についても生活様式の変化等に対応して、たとえば5年ごとに見直すなど定期的な見直しを制度化

することを要望する。

- (2) 受信設備改修整備契約では、C T Yが整備事業を施工することから、その費用はC T Yからの見積金額に基づいているが、同様の方式で整備する場合、材料・労務費などについて客観的な資料を用いるなどして、より精緻な費用の妥当性の調査をするよう要望する。

また、工事施工後の現物実査時には、さらに詳細・適切な記録を残すよう要望する。